

## 高知県入所児童自立支援等事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県入所児童自立支援等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童養護施設、児童心理治療施設又は母子生活支援施設（以下「対象施設」という。）を設置する者（以下「補助事業者」という。）が行う施設入所児童の学習及び自立支援並びに退所児童の生活支援等を推進するため、自立等を支援する職員の配置に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、別表第1に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式により補助金交付申請書に、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）を添えて知事に提出しなければならない。

### (補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (4) 県税の滞納がないこと。

### (補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の規定による補助金の交付の申請があったときは、審査の上、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助事業の内容変更等)

第7条 補助事業者は、補助金額の増額又は20パーセントを超える減額変更をしようとするときは、別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による補助事業中止（廃止）申請書を知事に提出しなければならない。

(調査協力)

第9条 補助事業者は、事業の遂行状況等について、県からの調査依頼があった場合には協力をしなければならない。

(概算払の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を四半期ごとに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、別記第5号様式による事業実績報告書を補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第2号、第9条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

第1 基準額	第2 対象経費	第3 補助率
<p>対象施設において、入所児童の学習・自立支援や、退所児童の生活支援等を行うための職員（以下「自立支援職員」という。）を配置した場合に必要な経費</p> <p>（ア）自立支援職員のうち1名以上が常勤職員である場合 1施設当たり年額 <u>3,316,000</u>円</p> <p>（イ）自立支援職員が非常勤職員である場合 1施設当たり年額 <u>1,339,000</u>円</p> <p>（年度途中で職員を配置した場合は、上記「1施設当たり補助基準額」を12で除した金額（1円未満切捨）に配置月数を乗じた額を補助基準額とする。ただし、月途中で職員を配置した場合は、配置した日の属する月の翌月に配置したものとして取り扱う。）</p>	<p>自立支援職員に係る人件費（報酬、給料、職員手当及び共済費）</p>	<p>定 額</p>

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。